

令和5年度 公文書開示（令和5年9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R5. 9. 15	R5. 9. 25	福祉保健局及び会計管理局に保管されている、令和3年7月26日付3福保子育て第1221号に関わる文書等	0				1												不開示請求に係る決裁書その他について、会計管理局では支出命令に係る審査を実施後に福祉保健局に返却しており、存在しないため。	会計管理局管理部出納課
2	R5. 9. 15	R5. 9. 25	(1) 登録年月日令和3年6月29日の支払金口座振替依頼書の申請元となる一般社団法人Colaboから提出された支払金口座情報登録依頼書 (2) 令和3年度若年被害女性等支援事業に関わる一般社団法人Colaboから提出された住所変更届	0				1												(1) 不開示請求に係る支払金口座情報登録依頼書について、会計管理局に存在しないため。 (2) 不開示請求に係る住所変更届について、会計管理局に存在しないため。	会計管理局管理部出納課

表の見方

- <決定区分>
  - ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定) 条例7条>
  - ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
  - ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、不開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。